

平成 18 年 6 月 24 日（土）

滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会

にしがわらみやのうち

西河原宮ノ内遺跡調査報告会資料

西河原宮ノ内遺跡は琵琶湖東岸の中ほど、野洲市西河原地先に位置する遺跡です。、主要地方道近江八幡守山線道路改築工事に伴い、滋賀県教育委員会が調査主体、財団法人滋賀県文化財保護協会が調査機関となり、平成 2 年度から調査を行ってきました。今回、7 世紀後半から 8 世紀にかけての建物や溝とともに、木簡^{もっかん}が多数見つかりました。

1. 西河原宮ノ内遺跡周辺の歴史的環境

西河原宮ノ内遺跡の周辺には、個々の調査面積が小さいことからどのような施設が設けられていたのかは明らかで



はありませんが、7 世紀後半から 9 世紀にかけて存続した官衙^{かんが}（役所）的な遺物のみられる西河原森ノ内遺跡や湯ノ部遺跡、西河原遺跡、光相寺遺跡などが位置しています。これらは総称して「西河原遺跡群」と呼ばれています。

これらの遺跡からは、130 点あまりの木簡が出土しています。中でも全国的にも数少ない 7 世紀後半のものを多く含んでいることから、注目を集めてきました。木簡の内容から、天武朝（672～686）以降奈良時代にかけて港湾施設にほど近いという立地を生かして律令国家の公的施設が設けられ、湖上交通を活用した生産・物流機構が運営されていたことが明らかとなりつつあります。また、徴税に関わる施設、縫製に関わる官営工房、金属細工に関わる工房が存在していたことが明らかとなっています。木簡に記されている人名にはこの地に居住していたと





掘立柱建物 1



掘立柱建物 2

みを検出しており、2×2間以上（1間は約1.5m）です。掘立柱建物2は総柱^{そうばしら}の3×4間（1間は東西列約1.8m、南北列約2.1m）で、床面積は約45㎡です。総柱の建物は高床の倉庫であると考えられます。個人レベルで所有する倉庫は床面積25㎡を超えることはないの、公的なものであったことがうかがわれます。遺構から西河原遺跡群の性格を明らかにすることができる貴重なものです。

（2）遺物について

出土した土器類の中には、硯に用いられたものがあります。ここで文書を書いていたことがうかがわれます。

木簡については、昭和60年度に中主町教育委員会（当時）が実施した試掘調査時の出土分（1点＝1号木簡）をあわせて、7点出土しています。1点を除き、掘立柱建物2の柱抜き取り穴から出土しています。これらの内3点に「辛卯年」（持統5年＝691年）、「庚子年」（文武4年＝700年）、「壬寅年」（大寶2年＝702年）といった干支^{かんし}年^{しんぼう}紀^{じとう}が記されており、7世紀末から8世紀初頭にかけての大寶令施行（702年）前後、つまり律令国家形成^{たいほうりょう}

みられる「登美史」^{とみのふひと}「馬道首」^{うまみちのおびと}「大友」^{おおとも}「佐多」^{さた}「石木主寸」^{いしきのすけり}「郡主寸」^{こおりのすけり}などがみられ、いずれも志賀漢人の一族とみられる渡来系氏族であることがわかっています。これらの施設の運営には渡来系氏族が多数関わっていた可能性があります。

西河原遺跡群は、6世紀代に^{やまとせいけん}大和政権によって設けられた近江統治の拠点である「葦浦^{あしうら}屯倉^{みやけ}」の機構を受け継ぎ、7世紀後半に成立し、8世紀中ごろから国庁や郡庁の機能が形成されるに伴って規模を縮小していったのではないかと考えられています。

2. 調査の成果

今年度の調査においては、7世紀後半から8世紀にかけての掘立柱建物2棟、溝4条を検出し、それらに伴って須恵器・土師器などの土器類と7点の木簡が出土しています。

（1）遺構について

今回検出した遺構はいずれも7世紀後半から8世紀前半にかけての西河原遺跡群で共通する南北方向を向いています。掘立柱建物1はコーナー部分の

期の様子を示す貴重な資料であることがわかります。この時期の木簡はもとより数が少ない上に都城（^{ふじわらきょう}藤原京）を除くと出土例がほとんどないことから、資料の重要性は一層際立ちます。

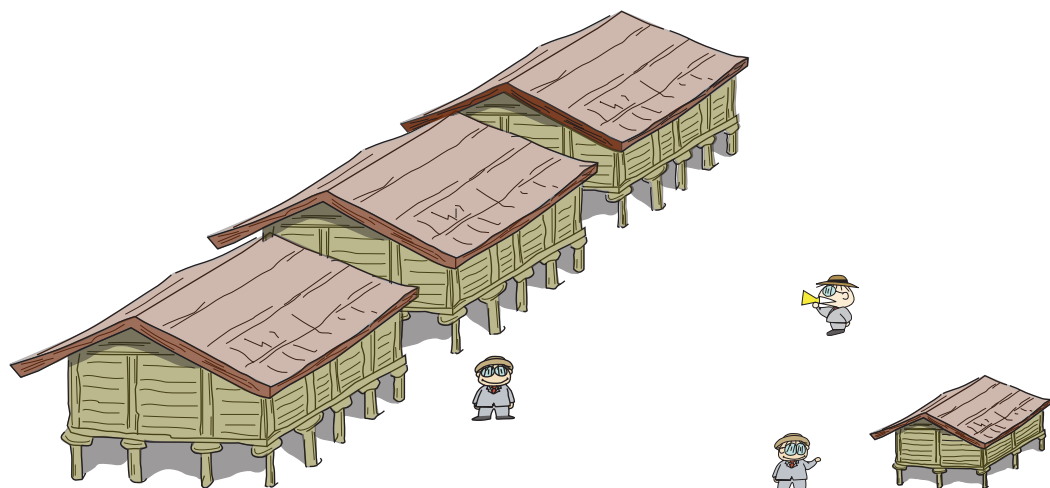
なお、これらの木簡がいずれも掘立柱建物2の柱抜き取り穴から出土していることから、建物の廃絶年代が8世紀初頭頃であることも想定することができます。

記載内容の特徴として、「稻千三百五十三半把」（4号木簡）、「俵二石春稻」「石□□百束貸」（5号木簡）、「貸稻」「稻二百」「稻冊□貸」（6号木簡）があり、^{かしいね}貸稻＝^{すいこ}出挙に関わるものが多いことがわかります。つまり、7世紀の水田経営にかかわる記録であったことがわかります。

3. 西河原宮ノ内遺跡の調査成果

今回の調査では、大型の倉庫とともに出土しました貸稻にかかわる木簡は、地方における7世紀末から8世紀初頭にかけての収納―管理―運用といった流れをみることができます。今後の詳細な木簡の検討によって、西河原遺跡群の具体像を明らかにするに留まらず、行政組織の形成や運営など、具体的なことが明らかではない大宝令施行前後の地方の様相を知ることができるとみられ、律令国家成立期の社会を明らかにする上で極めて重要な資料を得たことになります。

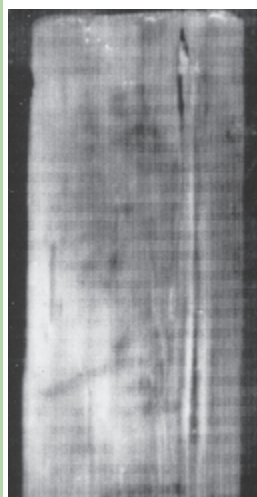
本調査の実施にあたっては、野洲市教育委員会のご協力を得ました。



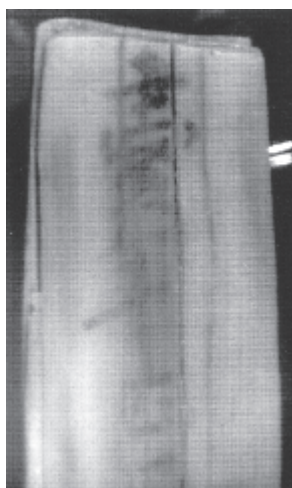
西河原宮ノ内遺跡の倉庫

古代の一般的な倉庫

古代の一般的な倉庫と比較すると、西河原宮ノ内遺跡の倉庫が極めて大きいものであったことがわかります。今回の調査では、倉庫は1棟しか検出していませんが、並べて建てられることが一般的です。



辛
卯
年



壬
寅
年
正



□
稻
冊
□
貸



人
貸
稻
□
□
稻

撮影協力 奈良文化財研究所

7号	6号	5号	4号	3号	2号	1号
□	刀自右二人貸稻□□稻二百又□□稻冊□貸。 人佐太連二人知 文作人□□丈マ文通。 首弥皮加之	別俵二石春稻□□ 石□□百束	「辛卯年十二月一日記宜都宜椋人□稻千三百五十三平把。」 三寸造山 勝□首大國 「壬寅年正月廿五日」	「觀而為□有□□」	「庚子□十二□」	「

※2号木簡は溝4出土、その他の木簡は掘立柱建物2柱抜き取り穴出土。
※1号木簡は、昭和60年度に実施された中主町教育委員会による試掘調査
において出土したものです。

用語解説

木簡

古代以来、書写の材料に木片を用いたものを総称して木簡と呼んでいます。

古代においては紙が高価であったことから用途によって木簡が多く用いられていました。長い文章を書く時や正式の文書を作る際には紙本を用い、簡単な要件を相手に伝える手紙や心覚えの記録には木簡が用いられたのです。

古代の木簡は、記載された内容から文書、付札、落書もしくは習書に分けることが出来ます。いずれのものも、古代の生活を文字によって直接的に知ることが出来るものであり、歴史資料としては極めて重要なものです。

志賀漢人

6世紀から7世紀にかけての大和政権をリードした蘇我氏を支えた渡来系氏族である倭漢氏の配下にあった氏族のことです。大津北郊に居住し、大友村主、錦部村主、穴太村主などの存在が知られています。天智天皇が近江大津宮を設けた際には大いに活躍したと考えられています。

葦浦屯倉

近江国にあった古代の大和政権直轄地の一つです。『日本書紀』安閑天皇2（535）年条にその名が見えます。大和政権の近江支配の拠点であったと考えられています。現在の草津市芦浦、守山市三宅、守山市赤野井犬飼、野洲市市三宅にその名が残されています。

大宝令

文武4（700）年、文武天皇が刑部親王、藤原不比等らに命じて作成したもの。大宝元（701）年に制定され、翌年実施されました。天平宝字元（757）年の養老令施行まで律令国家の基本法となっていました。

出挙

古代の勸農・救貧を目的とした利息付き貸し付けのことです。貸し付けられたのは主に稲ですが、銭、粟、酒などもありました。田や家屋、布、奴婢などが抵当にされていました。



ホームページものぞいてみてくださいね。
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>